

市税滞納整理にタイヤロック実施

沖縄市では、市税滞納者に対して不動産や預貯金等の差押を行っています。再三の催告にも応じない滞納者に対しては、新たな滞納整理の強化策として国税徴収法及び地方税法の規定により自動車（普通自動車・軽自動車・バイク等）の差押を行います。具体的には・・・

普通自動車 軽自動車・バイク → 差押して、タイヤをロックします。

**タイヤロックを実施
された場合、自動車の
運行ができなくなります！**



その他にも、財産調査をして、財産があれば差押を行います。

給与 → 勤務先へ照会し毎月給与から完納するまで取立てます。
預貯金・生命保険 → 口座、又は生命保険会社から取立てます。
不動産 → 登記簿に記載され、完納しない時は公売します
自動車 → 登録証に記載され、タイヤロック、公売します。



一括納付ができない場合は、早めにご相談下さい。

沖縄市役所 総務部 納税課 939-1212 (内線 3264~3275)